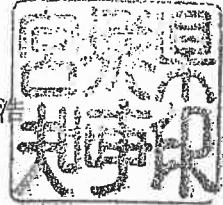


環 対 第 1 9 0 号  
令 和 4 年 7 月 1 2 日

七ヶ宿陸上風力発電合同会社 業務執行社員 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和4年5月11日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 佐々木

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

## (仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、七ヶ宿町において、最大で総出力 130,200kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備最大 31 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）内には緑の回廊が広域に分散して存在しており、大部分が水源かん養保安林にも指定されている他、県南県立自然公園（第三種特別地域）及び蔵王高原県立自然公園（普通地域）に隣接する等、良好な自然環境が保全されていることから、事業の実施に当たっては、事業計画の大幅な見直しを含めた特段の環境配慮が必要である。

これらを踏まえ、本事業計画を更に検討する場合は、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

### 1 全般的事項

#### (1) 対象事業実施区域の設定

イ 想定区域及びその周辺は、前述のとおり、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される地域であり、自然環境への影響を回避することが困難である。環境影響を最大限回避しながら事業を行う趣旨に鑑み、本事業計画を更に検討する場合、想定区域から十分な絞り込みを行うこと。

ロ 想定区域の大部分が「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成 30 年 5 月、宮城県）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっており、事業区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という）の検討に当たっては、保安林等における事業実施可能性について、関係機関と十分に協議すること。

#### (2) 緑の回廊の機能の保全

想定区域内には、緑の回廊が広域に分散して存在しており、野生生物の移動経路として森林の連続性が確保される必要がある。加えて、緑の回廊の指定区域外の森林においても緑の回廊間をつなぐ役割を担っており、本事業の実施により、緑の回廊の機能が遮断されるおそれがある。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の設定に当たっては、緑の回廊の機能を維持保全するために、緑の回廊の指定地域だけに留まらず、緑の回廊間をつなぐ森林地域を想定区域から除外すること、かつ、緑の回廊間に新規の道路を建設しないことを前提とし、想定区域の絞り込みを行うこと。

### (3) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、想定区域の縮減や風力発電機の基数の削減、配置を検討すること。

### (4) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、災害発生リスク、自然環境への配慮及び生活環境の確保等について、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

特に、緑の回廊の機能の保全に関しては、事業の実施による自然環境への重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、本事業の中止も含めた抜本的な事業計画の見直しを検討すること。

### (5) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する七ヶ宿町及び関係者に対して、真摯な対応により安心が得られるような具体的な計画を示すほか、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分な理解を得た上で、事業を進めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音、低周波音及び風車の影による影響

イ 風力発電機設置想定範囲から最寄りの住居までの距離が500mと極めて近いため、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による重大な影響が強く懸念される。このため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、住居から十分な離隔を確保すること。

ロ 本事業と周辺で計画中の他事業の風車に取り囲まれる集落については、風車の音及び風車の影による重大な影響が強く懸念されるため、他の風力発電事業との累積的影響の有無を適切に評価できる手法を方法書で示すこと。

### (2) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域に分布する典型地形である「二井宿峠」については、争奪河川と被奪河川の水系の境界である宮城県七ヶ宿町及び山形県高畠町の境界付近の地形を中心に事業実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周辺に存在する土砂災害警戒区域等（土石流）の上流域について、事業の実施による変化が周辺の土砂災害を誘発する可能性を適切に調査、予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの区域を想定区域から除外すること。

ハ 想定区域には、地すべり地形が多く分布するため、詳細な地形解析等を実施した上で、風力発電設備等の配置を検討し、方法書に示すこと。

### (3) 動物に対する影響

イ 想定区域及びその周辺は、希少猛禽類の重要な高利用域となっているため、高利用域から十分な離隔を確保する等事業の実施の影響を回避又は十分に低減すること。

ロ 想定区域及びその周辺に生息する希少猛禽類への影響について、周辺で計画される先発事業者から情報提供を受け、累積的な影響を調査、予測及び評価すること。

ハ 想定区域及びその周辺には、重要野鳥生息地（IBA）及び生物多様性の保全の鍵になる地域（KBA）が存在する。これらの指定要件の対象となる種について、調査、予測及び評価をすること。

ニ 地上性動物全般について、工事用車両の通行による轢死等の影響を調査、予測及び評価すること。

### (4) 植物に対する影響

イ 想定区域内には植生自然度の高い森林が広く分布している。特に、一番東側の風力発電機設置想定範囲については、植生自然度の高い森林がまとまっているため、想定区域から除外すること。

ロ 想定区域に存在するハンノキやヤナギ、ヨシ群落等の湿地植生や溪畔林について、適切に調査、予測及び評価した上で、影響の回避又は十分な低減を検討すること。

ハ 想定区域内に風穴が存在する可能性があることから、風穴特有の植物種が生育している可能性を踏まえ、適切に調査、予測及び評価した上で、影響の回避又は十分な低減について検討すること。

### (5) 生態系に対する影響

想定区域及びその周辺は、緑の回廊や生物多様性の鍵になる重要な地域（KBA）等が含まれており、森林の連続性の確保が非常に重要な地域である。ツキノワグマ、カモシカ等の行動生態を含め、生態系に及ぼす影響を適切に調査、予測及び評価すること。

### (6) 景観に対する影響

イ 想定区域内に立地する千蒲公民館からの垂直見込角が 16.4 度と予測されており、非常に圧迫感を与えることとなるため、想定区域内に居住する住民への影響について、回避又は十分な低減策について検討すること。

ロ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮した上で、広域な可視領域図を示し、適切に調査、予測及び評価すること。

ハ 主要な眺望点のうち、「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」、「七ヶ宿オートキャンプ場きららの森」、「滑津大滝展望台」といった特に景観に配慮が必要な眺望点について、眺望点の管理者、利用者、地域住民の意見を踏まえ、景観への影響を回避又は十分に低減すること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

一定の静けさが求められる東北自然歩道や玉の木原水芭蕉群生地に対する風車の騒音の影響を調査、予測及び評価を実施すること。評価にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

#### (8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄に関する温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で、風力発電設備の選定及び対象事業実施区域の設定を行うこと。

#### (9) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。